

近藤重蔵編『金銀図録』

序・凡例・附言について①

西脇 康

— 古金銀貨鑑別・収集の必携知識 —

一 はじめに

『金銀図録』全七巻（うち本編六巻、附言一卷）は、江戸幕府の御書物奉行をつとめた旗本近藤重蔵（諱は守重、通称は重蔵・十蔵、別号に正斎など）の編著である。そのことは貨幣収集界と貨幣史学界では比較的良好に知られているが、一般的には「高校日本史」教科書に登場する、江戸時代後期の蝦夷地探検家として著名であり、旗本で御書物奉行であったことには意外なりアクションがある。けれども、『金銀図録』は日本の金銀貨図を網羅する図録としては、江戸時代でもっとも完成度の高い水準を誇る研究書である。以下本稿では、教科書で採用されている通称の重蔵で統一したい。

■各巻構成・収録金銀貨とその閲覧 本書の巻頭では、一八一〇年（文化七）八月朔日付で「近藤守重」による序文が付されている。その目録（目次）によれば、その構成と収録金銀貨数は以下の通りである。

巻一 正用品 上

天正大判金から讓葉大黒括袴丁銀まで四〇品収録

巻二 正用品 下

慶長大判金から明和南鐐式朱判異品まで九二品収録

巻三 甲州金

古金大判から甲定異品壹分まで一三三品収録

巻四 各国品

山城国堀川小判金から対馬国高木握小判金まで一三五品収録

巻五 尚古品

金丸から銀一分まで七三品収録

巻六 玩賞品

九重小判金から福引小判銀まで七〇品収録 以上総計五五〇品（集計では五四三品）収録

計では五四三品）収録

巻七 附言

その全貌は、幕府への献上本（版本）を所蔵する国立公文書館が配信するデジタルアーカイブによって、いつでも手続きの煩いなく、しかも無料で画像閲覧が可能な (<https://www.digitalarchives.go.jp/file/1222534.html>)。

アナログの紙媒体の書籍としては、彩色の版本として江戸時代から広く板行され、海賊版を含めれば今日までいくども版が重ねられてきたが、それらは乱丁・落丁が多いという難点があり、しかも和本の市場価格は高止まりしている。洋書としては、名古屋市の一の丸出版による影印本が一九七〇年（昭和四五）に限定三〇〇冊をもって発行されており、こちらが利用には至便・安価であり、しかも所蔵する公立図書館も比較的に多そうである。

■謎めいた編纂過程 さて、同書は重蔵自身によってすべて編著されたというよりは、配下の多くの門弟たちの協力を得て完成された、いわば近藤「工房」による編纂物と筆者は想定している。しかし、その編纂過程やほんとうの分担執筆者を特定できるほどの客観的史料には、まったく恵まれていない。

他方、同書は、滝本誠一氏編纂になる『日本経済叢書』（一九一四～一七年、全三六冊）、それを校訂・再録して未刊本を増補・収録した同氏編纂『日本経済大典』（一九二八～一九三〇年、全五四冊）に翻刻・収録されて、今日まで広く普及しているはずである。

■刊本とその紹介 その反面、滝本氏によって付された解題はいたって簡単なものである。

またその発刊に後続して田中萃一郎氏が「日本古泉学書目解題」において、貨幣界では郡司勇夫氏が「泉書雑感（五）―泉譜類（専門泉譜）―その一金銀図録」において、それぞれ同書の内容紹介をしている。しかし、それらは紹介に終始するものであって、内容にたいに深く立ち入った検討、

すなわち史料批判がまったく行われなまま今日に至っている（それらを下敷きにした書誌事典類も同様である）。

いわば、『金銀図録』を典拠として引用される頻度が高いわりに、いずれも同書の内容を自明の前提として起論されているのである。『金銀図録』自体に対する批判研究は、今日まで露ほどもなされていないにもかかわらずである。これはゆゆしき問題だと言わざるを得ない。

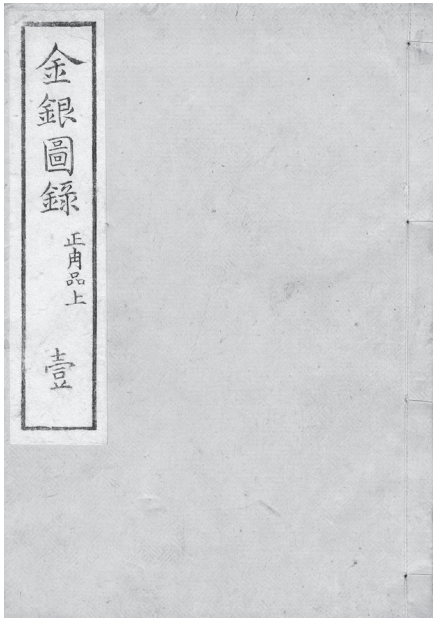
■貨幣界の評価 貨幣界では、一九三〇年代に金山人（氏名未詳）氏が『金銀図録』と甲金の古金大判と壱両判』において、『金銀図録』は古金銀の蒐集家や古金銀に関心を持つ人びとの虎の巻の巻として珍重されてゐる書籍』と記しているのが、評価の初見とみられる。

一九五〇年代後半になって、山本文久童（実名は右衛門）氏が江戸時代後期「当時この種の図書として最も権威あるもの」であり、「今日……古金銀貨収集家として片時も座右から離すことのできない好参考書となつてゐる。江戸時代の古泉書はいくつか刊行されているが、これほど永く愛読の生命を保っているものはないであろう」と述べている。

郡司勇夫氏も一九七〇年代中盤に、「多くの方がご承知のように、江戸時代の金銀貨を調べる上で、現在でも立派に生命を保っている好著であり、利用方法によっては、まだまだ息の続くものだと私は思っている」と、それぞれ高く評価している。

このように現在なお、古金銀貨収集家の間では、『金銀図録』をさながら「バイブル」的なカタログとして、絶大な信頼がおかれていることは疑いない。にもかかわらず、『金銀図録』の史料批判、すなわちどこまで信頼をおけるものなのか、どこに問題点があるのかなどが検討されることはほとんどなかった。したがって、古金銀貨の収集を前提とする参考文献として無批判に利用されたならば、実害が生じてきたかもしれない。

■遠藤佐々喜の史料批判 たしかに、早くも貫井銀次郎氏（青貨堂）が多



【写真1】金銀図録 巻1 表紙

種類の異本をもとに、その異同について詳細に検討されたことがあった。⁶⁾

つづいて、遠藤佐々喜氏が「金銀図録は、古来古金銀の鑑定をなす者の金科玉条となつて居るものであるが、今日実物の科学的研究の進歩したる女人の仲間に於ては誰も此本を丸呑みにする者も無い筈である」として「此のもの、警戒すべき所以を明らかしたい」と、次のような実証的「警戒論」を展開した。すなわち、「常是御用便覧」巻三八（当時上野図書館所蔵、現在国会図書館所蔵写本）収録の、一八二三年（文政六）正月大黒作右衛門の『金銀図録』御尋につき返答書よれば、次のような経緯があったことが知られる。

『金銀図録』七冊は一八一一年（文化八）正月二〇日に御書物奉行の近藤十蔵（たかむね）が若年寄堀田撰津守（正敦）へ差し出し、堀田が勘定奉行の小笠原伊勢守（長幸）へ取り調べを命じ、その銀座掛勘定衆を経て大黒常是家当主と銀座へ御尋ねが下されたのであった。これは近藤が出版許可を幕府に求めたための措置と推定される。

その返答書によれば、常是家と銀座が製造した慶長年間以来の通用銀と図録掲載の二一品図は「似寄」るようにも見えるが、「極印打方相違」に見えるものもあり、「治定」（断定）することはできない。「各国品」とあるなかに、「伯耆国常是極印小玉銀」（銀座では豆板銀という通称ではなく、すべて公称の小玉銀を使用）があるが、当方では書留や申し伝えなどもないので、どういった理由で「常是之文字極印」を使用しているのか知り得ないとしている。

さらに、同年二月一七日に大黒作右衛門が御勝手方御組頭の保田定市宅へ出頭して差し出した書面には、次のようにある。銀貨製造は慶長年間以来、「御隠密御用」としてつとめ、末端に至るまで誓詞血判して厳密に心得てきた経緯があるので、このような図を世上へ流布すべきでないと感じると、出版などの流布への憂慮を表明したのであった。当時、恐らく大判座や金座に対しても同様の諮問が下されたと推測されるが、その史料は見つからないとする。

また、島田両替店旧蔵『金銀図録』（三井文庫所蔵）の註記には、一八四一年（天保一二）世上「統御改革の御趣意により金銀道具の一切禁止に伴い、『古金銀之図録本』が『絶版御停止』を命ぜられたと承伝され、『秘書なれば』『他見無用也』とある（『金銀図録警戒資料』）。⁷⁾

金山人（実名未詳）氏も、「金銀図録に掲げられた品は皆正しいものと、無条件に此書を盲信して仕舞ふ」風潮を憂慮し、「此書に掲げられた品は、好事家間に折紙附きの正品として高価に売買される、売買されるとなると今度は奸策者が金銀図録の図を手本として、珍奇品を巧みに贗造して売込む様になつた、今日この種の贗造品は頗る多く、富豪、好事家はまさしく相当の権威者の筐（かご）中にも珍蔵されてゐるのを見掛ける」としている。そして、「甲州品中に正齋（西脇註：近藤重蔵の別号）の記述と鑑定上に一大矛盾」があると指摘して、編者近藤の「鑑定眼に疑なきを得ない」と疑義を挟むのであった（前掲『金銀図録』と甲金の古金大判と壱両判）。ただし、この疑義は、金山人氏が近藤の文章と引用史料の文章とを混同したために起こった誤解であつて、正当な批判にはあたらない。

■幕府の出版許可・絶版措置　したがって、このような銀座などの憂慮により、近藤によつて一八一一年（文化八）正月二〇日に申請された出版許可は遅々として進まず、後述するように幕府の許可が下りたのは、一一年後の一八二二年（文政五）一月のことであつた。

天保改革による一八四一年の幕府「準禁書」措置以降は、世間に一定の需要がありながらも、板元の判断で「絶版」の扱いとされ（幕府から具体的に絶版の指令があつたという確証は得られない）、この対応が幕末にかけて版元不明の海賊版の板行盛行につながつたものと推測される。

なお、貫井銀次郎氏による反論では、『金銀図録』における「真貨」の語義は「真品」「偽品」にいう「真」ではなく、「実物」という意味に解釈すべきが至当（実物に従つて忠実に写した図）であるとして、「所謂重宝なる書として金銀図録はまだ充分生命を有する書である」と擁護されてい